

犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する調査研究

【現状】

平成21年中の警察における死体取扱数は16万體（平成11年の約1.4倍）

- 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）→ 刑事訴訟法に基づく検視、司法解剖
- 非犯罪死体 → 死体取扱規則に基づく死体見分、行政解剖

【問題点】

- 検視体制の不足（平成21年全国刑事調査官数 196人・平成21年中刑事調査官臨場率20.3%）
- 解剖医の不足（平成21年解剖嘱託医数 134人）
- 行政解剖の制度が脆弱（監察医制度は5地域に限定）

【民主党政策集 INDEX2009～死因究明制度改革の推進】

海外制度の調査

検死局等、高い水準の死因究明制度を確立している国を選定

- アメリカ
- フィンランド
- スウェーデン
- ドイツ
- オーストラリア など

有識者会議の開催

法医学、法歯学、監察医、法医中毒学等の学者や刑事法学者からなる研究会を立ち上げ、犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について検討

※平成22年1月29日に第1回会議を開催して以降、おおむね月1回のペースで開催